

会 議 録（概要）

会議の名称	令和7年度第1回佐渡市高齢者等福祉保健審議会 兼 第1回佐渡市地域密着型サービス運営委員会
開催日時	令和7年8月19日(火)18時26分～19時12分
場所	佐渡市役所第一庁舎2階大会議室
議題	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について (2) 令和6年度の介護保険事業実績について (3) 指定介護予防支援事業所の指定状況について (4) その他
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	非公開（佐渡市情報公開条例第7条第3号）
出席者	委 員：山崎ハコネ（Zoom）、宮崎則男（Zoom）、百都健、嶋田正也、須藤信宏、本間宏彰（Zoom）、小田隆晴、逸見美津江、服部倫代、後藤信子、永田治人、中川智賀子、村川辰雄 事務局：高齢福祉課長 出崎、課長補佐 数馬、高齢福祉係長 柴原、介護保険係調査員 本間（哲）、主任 本間（暁）、
会議資料	○事前配付資料 資料No.1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について 資料No.2 令和6年度の介護保険事業実績について 資料No.3 指定介護予防支援事業所の指定状況について
傍聴人の数	－
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
1 開会	
事務局	第1回佐渡市高齢者福祉保健審議会兼第1回佐渡市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。 本日の会議は、委員の半数以上が出席しておりますので、会議が成立していることを報告いたします。 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 会長あいさつ	
事務局	委員 A からご挨拶をお願いいたします。
委員 A	(あいさつ)
3 議事	
事務局	それでは、次第 3、議事に入ります。 理事の進行は、審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、委員 A からお願いします。
委員 A	議事の 1 番、定期巡回・夜間対応型訪問介護看護事業所の指定につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について、配付した資料 No. 1 により説明)
委員 A	今の説明につきまして、何かご質問ございますか。 まず、Z o o m で参加の委員の方から何か質問ございますか。 (意見なし) ここにお集まりの皆様から何かご意見ございますか。 佐渡市としては認可したいということでございます。
委員 B	事業所と同居する他の事業所というのはどこか。
事務局	同居する事業所については、高齢者がお弁当とかを作って配付するというような事業を展開する、全国的に事業をやっているところがありまして、そこが入居する貸物件の 1 区画を、この定期巡回サービスの事務所が使用するという形になります。
委員 B	図面のこの食堂みたいなところは。
事務局	そちらのほうが同居する事業所の関係の部分で、赤く囲んだところが、定期巡回サービスの事業所として占有する部分になっております。
委員 B	そちらはいつ開始するのですか。
事務局	こちらに関しては把握していません。
委員 B	事業内容は、介護保険とか、そういうものではないのか。
事務局	高齢者が「自分たちはまだ働ける」ということで、働きながらお小遣い稼ぐというような感じで、おにぎりとか郷土料理みたいなものを出したりするようなお店というか、高齢者の生きがい対策、プラスそういう食の部分の提供ができるようなものです。事業はまだ開始していないと思います。ビジネスコンテストでこちらへ来て、島のどこかで事業を既にやっている会社です。
委員 A	「30 分以内に訪ねられる」と書いてあるのだけでも、それは本当に可能なのですか。千種から来るわけでしょう。
事務局	一応 30 分以内ということになっているのですが。

委員 A	無理ではないか。
事務局	「おおむね 30 分以内」になっていて、そこは、利用者とやりとりしながら対応するということにもなっております。あと、利用者が遠くにいる場合は、事業所がキャンピングカーを持っておりまして、そこから利用者のところに訪問するというような計画も持っているというふうに聞いております。
委員 A	「可能な限り」とかなら分かるが、岩首あたりまで 30 分ではとても行けない。真更川のほうまで 30 分で行けるのか。1 時間はかかる。
事務局	事業者からの聞き取りによれば、「おおむね 30 分」というところで、契約の際に利用者に説明して、納得していただいた上で契約を進めるというふうに聞いているところです。
委員 A	30 分以内では不可能な地域が多い。佐渡は広い。だから、契約するときに、契約書に「30 分以内」と書いてあって、いざ利用するときに「1 時間、1 時間半」とか、そういうことではいけません。そのところはちょっと問題ないか、確認しておいてください。
事務局	分かりました。
委員 A	ほかにございますか。
委員 C	以前の説明では、職員・従業員の方は島外から来てくれるというようなことで、一覧表を見ますと 6 人体制で組んでおりますが、その予定で島外から来て、皆さん、佐渡に住んで事業展開されるということによかったのでしょうか。
事務局	全て島外の方ということです。
委員 A	全てですね。
事務局	はい。
委員 C	分かりました。
委員 A	ほかにご意見ございますか。 意見がなければ、定期巡回・夜間対応型訪問介護看護事業所として指定することにご異議ございませんか。 あとは先程の対応の時間です。
事務局	ご説明させていただきますと、委員 A の言われるとおり、島内は広いので、ほかの地域でも 30 分では難しい地域があるというふうに事業者は申しましたが、厚生労働省の方も、地域の実情によって 30 分以内が難しくなることは想定した上で、おおむねという記載をしているということもあります。
委員 A	1 時間以内とか、おおむね 30 分というのはちょっとオーバーだ。
事務局	今のところ、そういう事情を鑑みまして、契約される方には地域までの距離とか、そういうところも含めてしっかりと説明した上で、対応するということです。

	事業者には、こういう意見があったということを伝えさせていただきます。
委員 A	よろしくお願いします。 Z o o m で参加の皆さん、よろしいでしょうか。 ご異議ございませんか。 ということで、指定してよろしいですね。 (一同了承) 次の議題に移ります。 議題 (2) 令和 6 年度の介護保険事業実績について、説明をお願いします。
事務局	(令和 6 年度の介護保険事業実績について、配付した資料 No. 2 により説明)
委員 A	令和 6 年度の介護保険事業の実績について説明していただきましたが、まず、Z o o m で参加の委員から何か質問はございますか。
委員 D	介護人材のところ、実際外国人労働者の数というのは、ある程度把握しているのでしょうか。
事務局	正確な人員は把握しておりません。 ある施設に外国人がいらっしゃったのですが、この 7 月で全てなくなりました。 あと新しくできた施設に外国人の方が、4 人か 5 人か、何人かいらっしゃいます。そのほかの施設にも数名いらっしゃると思います。 ここにいらっしゃるというのはある程度把握していますが、現在何人かという、はっきりした数字は持っていません。
委員 D	なかなか介護現場も外国人の方から来ていただかないと難しい現状もあるので、ある程度把握はしておいたほうがよろしいかと思います。
事務局	ありがとうございます。
委員 A	うちの施設にもフィリピン人が 6、7 人、ミャンマーから 2 人ほどおります。1 割ぐらいいいます。
事務局	日本人の奥さんだったりという方が結構いらっしゃいます。
委員 A	ほかに何かございますか。 要介護の申請者も要介護認定者も 3 年前に比べて減っている。高齢者が増えているのはパーセンテージで、絶対数は増えていない。それでこういうことが起きているのです。
委員 E	令和 4 年度に申請者が突然減っているのは何かあるのですか。令和 4 年度から令和 6 年度はそう変わらないのですが、令和 3 年度と令和 4 年度を比べると 500 人くらい減っている。制度は変わっていないですね。

事務局	更新認定の際に、4年間まで延長ができるようになったと思うので、延長のときになると、人数がちょっと変わってくる部分もあるかと思っています。
委員 E	最近の更新期間は。
事務局	2年ぐらいですか。3年という方もいらっしゃるので、その影響もあるのかと思います。それがすべてだとは言えませんが。
委員 E	それまで2年だったのが3年になって、3年が4年になったのですよね。4年になったのはいつでしたか。3年ぐらい前でしょうか。
事務局	すみません。徐々に伸びていっているのは確かなのですが、その影響があるかと思っています。
委員 E	4年という人は減多にいないでしょう。
事務局	審査会でも4年はあまり見ないのですが、3年はときどき見る気がします。
委員 A	ほかに質問よろしいですか。どうもご苦労さまでした。 次、議題の3番目、指定介護予防支援事業所の指定状況に関して、事務局から説明をお願いします。
事務局	(指定介護予防支援事業所の指定状況について、配付した資料 No. 3により説明)
委員 A	これにつきまして、何か質問はございますか。 報告内容ですので、この指定介護予防支援事業所の指定状況につきましては、これで終わります。 これで、用意された議題は終わりましたが、その他でございますか。
事務局	一件、ご相談がございまして、通所介護事業所を運営しております事業者から、利用者数の減少もありまして、地域密着型通所介護事業所への移行を検討しているというご相談がございました。 移行するかについては、来週開催される運営法人の理事会において決定することになるのですが、地域密着型に移行する場合は、令和7年10月1日からの移行を予定していると伺っております。 仮に指定申請書が提出された場合、9月に会議開催ということになりますと、議会のほうも開催しておりますし、また、9月中にもう一度委員の皆様方に集まってもらうというのも日程的に厳しい状況がございまして、先ほど開会前に委員 A ともお話しさせていただいたのですが、今回の案件については、既に事業を行っている通所介護事業所から地域密着型への移行ということをもございますので、委員の皆様方から了承が得られれば、書面会議ということで、議事のほうを取り扱わせていただきたいと考えておりますが、ご意見等がございましたらお願いしたいと思っています。

委員 A	いかがでしょうか。 地域密着型というのは縮小するのだよね。
事務局	そうです。
委員 A	今、何人定員なのか。
事務局	今、定員は 35 人ということにはなっているのですが、利用者のほう は、昨年度の途中から、地域密着型の定員の 18 人を下回っている状 況が続いているということで、法人内でこれまで検討してきた結果 です。
委員 A	それは、法人の理事会で決まるわけですね。
事務局	来週決定します。
委員 A	それでは、書面会議でよろしいですね。 (一同了承) これで、議題は終了いたしました。事務局のほうへ進行を戻しま す。
4 その他	
事務局	委員 A、ありがとうございました。 それでは次第の 4、その他に入りたいと思います。 その他ということで、委員の皆様から、何かございますか。 Z o o m の委員の皆様も含め、ございますか。
委員 B	委員の任期が令和 7 年 9 月になっているのですが、今期初めて だったので、この後どんな動きになるのか、教えてください。
事務局	ここで委員の任期満了の件についてご報告させていただきます。 任期の途中で委嘱させていただいた委員もいらっしゃいますが、 9 月 30 日をもって令和 4 年 10 月 1 日から委嘱させていただきました 3 年間の委員の任期が満了となります。これまでの間、多くの会 議に出席していただきまして、また、貴重なご意見等賜りまして大 変ありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。 次の委員の委嘱については、現在準備を進めておりまして、まだ この場でお話しできる段階ではないのですが、各種団体から、委嘱 させていただいているところもありまして、改めてお願いさせてい ただくという可能性もありますので、その際には、またご協力いた だきたいというところです。関係団体等には、改めてご連絡させて いただきたいと思います。 ほかにございますか。 委員の皆様からなければ、高齢福祉課長からご報告させていた きます。

事務局	令和7年3月4日開催の第3回のこの会議で、佐渡市介護老人保健施設すこやか両津の一時移転と今後の方向性について、ご協議いただいたところです。今年度に入ってから、「佐渡市市営高齢者施設あり方検討会」を立ち上げまして、今後の高齢者人口や要介護認定者数の推移を踏まえながら、すこやか両津の今後の工事・運営について検討するとともに、佐渡市にはほかに、養護老人ホーム待鶴荘、軽費老人ホームときわ荘もあるので、両施設ともかなり古い施設でもあり、今後のことをどうするかというところで、今後の運営についても併せて検討するための会議を開催しております。委員については、市の職員、市内の社会福祉法人の関係者、外部の専門的知識を有する方で構成をさせていただいております。スケジュールとしては、初回を5月23日に開催しました。 5回ぐらい検討会を開催して、今年度中に検討会としての報告書を作成したいと考えております。以前、両津の施設のあり方検討会というのがありまして、報告書をまとめたこともありますので、同じような形で持っていきたいと思っています。 先ほど言いましたように、1回目は5月23日に開催して、3施設の施設見学等もしていただいたところです。2回目は7月30日に開催したところであります。今年度中に報告書等が出せれば、また皆さんに報告したいと思っておりますが、そのような形で、市営施設の方向性を決めていきたいと考えております。 佐渡市全体でも、当然、施設の部分の検討が必要というところがありますが、まず市営施設の方向性が決まらないと、他の施設というわけにいかないので、まず施設のほうの方向性を決めるということで進めさせていただいております。
事務局	ほかに何かございますか。 なしということであれば、本日予定していました案件は全て終了いたしました。円滑な進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。 閉会に当たりまして、高齢福祉課長からご挨拶を申し上げます。
5 閉会	
高齢福祉課長	(あいさつ)